

シルバー人材センター利用契約書

発注者 ○○○○株式会社

(9999)

センター 公益社団法人
廿日市市シルバー人材センター

発注者とセンターとは、発注者がセンターを通じてセンターの会員（以下「会員」という。）に対して以下の業務（以下「本件会員業務」という。）を委託するに当たり、次のとおりシルバー人材センター利用契約を締結する。

本件会員業務 ○○管理業務

第1条（会員への業務の委託）

発注者は、シルバー人材センター利用規約（以下「利用規約」という。）に定めるところにより、本件会員業務を実施する会員としてセンターが選定した会員に対して、センターを通じて本件会員業務を委託する。

第2条（業務の対価）

本件会員業務に係るセンター業務委託料（利用規約第5条第1項に規定するセンター業務委託料をいう。）の額及び会員業務委託料（利用規約第2条第2項の会員業務委託料をいう。）の合計額は、
金○○○○○円（消費税含む）とする。

第3条（有効期間）

本契約の有効期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。ただし、期間満了日の○○○前までに発注者又はセンターのいずれかから更新を拒絶する旨の意思表示がなされない限り、本契約の有効期間は、1年間自動で更新されるものとし、その後も同様とする。

第4条（合意管轄）

本契約により生ずる権利義務に関する訴訟については、広島地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第5条（その他）

本契約書及び利用規約に記載のない事項については、発注者及びセンターが協議の上、決定するものとする。本契約書及び利用規約の条項に疑義が生じた場合についても同様とする。

契約日 令和○年○月○日

発注者 ○○市○○-○○○-○○

○○○○株式会社

センター 広島県廿日市市下平良一丁目1番5号

公益社団法人

廿日市市シルバー人材センター

理事長 ○○ ○○